

論 説

Princeps legibus solutus :
ローマ法源とその解釈の歴史的展開 (三・完)
—特にフランス絶対主義との関連を中心に—

藤野奈津子

- 第一章 はじめに
- 第二章 ローマ法源とその解釈の歴史的展開
 - 第1節 古典期ローマ法学
 - (1) *Solutio legibus*
 - (2) *Quod*…
 - (3) 小括 (以上78巻1号)
 - 第2節 中世ローマ法学
 - (1) *Solutio legibus*—アックルシウスの解釈と理論
 - (2) *Solutio legibus*—助言学派の解釈と理論
 - (3) 小括 (以上78巻2号)
 - 第3節 ユマニスム法学
- 第三章 おわりに

第3節 ユマニスム法学

ここまでの考察から明らかとなったように、ウルピアーンヌスの残した問題のローマ法源テキストは、実際、中世ローマ法学を通じて様々な解釈を加えられ、そうして註釈・助言学派の活動により多くの法学的理論が生み出されてきた。けれども、そこでの解釈は、スコラの伝統に従い、聖典としてのユ帝集成が完全性と内的統一性を有する完結した存在であることを自明の前提として展開されていたために、相対的・歴史的視点はまったく

欠落していたとされる。それゆえに、テキスト相互間の矛盾とは、個々のテキスト解釈と、それらをつなぐ論理的な操作によって、もっぱら解決されなければならなかったのである。このような中世的な法源テキスト解釈の手法に対して、それを批判するかたちで登場するのが、16世紀フランスを中心に展開される、いわゆるユマニスム法学＝人文主義法学である。その先駆は、イタリア人法学者、ロレンツォ・ヴァッラ〔1406-1457〕とポリツィアーノ〔1454-1494〕⁽¹⁾であって、さらにアンドレア・アルチャート〔1492-1550〕⁽²⁾によって引き継がれたが、とりわけこの新たな手法を発展させたのは、モス・ガリクス＝“フランス風”の一連の人文主義法学者たちであった。その第1世代の中心とされるのがビュテ〔1468-1540〕であり、彼に続く世代には、クジャス〔1520-1591〕およびドノー〔1527-1590〕といったユマニスム法学の隆盛を築く者らが輩出されている。彼らのテキスト解釈における手法とは、彼ら自身によってモス・イタリクスと批判されたそれ以前の手法、特に批判にさらされたバルトルス派の者たちのそれとは異なって、法源史料に直接的に対峙し、その歴史的な位置づけを明確に意識して、それ自体を問題とすることから、テキストの真の内容、述べられていることがらの真実を改めて見出そうとするものであった。当然ながらこれは、古典回帰を提唱したルネサンス運動と連動しており、法学における新たな潮流を生み出すものとなった。したがって、彼らにとってはもはや、ユ帝集成も“ratio scripta”、すなわち聖書と同等とみなされた「書かれた理性」としての権威は失っており、それそのものを批判的に見直すことこそが解釈の必要的前提とされたのである。⁽³⁾だからこそ、そのための文献学的手法が有用なものとして重要視され、さらに、歴史的な観点を加味されて、新たな理論が展開されてゆくこととなった。そこで、では、このような新たな手法によって、彼らは、われわれが問題としてきたローマ法源、すなわちウルピアーヌスによるふたつのテキストをどのように理解したのであろうか。中世ローマ法学においては最大の注目を浴びたとされる、いわゆる *Digna vox* の法文は、彼らによるとどのよ

うに解釈されたのであろうか。そうして、その解釈による理論は、いわゆるフランス絶対主義というものに、どうしてかかわってゆくものなのであろうか。この「第3節」では、以下、彼らの著作から、問題の法源解釈に関係する史料を順次取り挙げて検討してゆきたい。その際には、「第2節」までの考察から、この議論の中心をなすことが明らかとなった *lex regia* の理論を軸にして、彼らユマニスム法学によってこの理論がどのように扱われたのか、またどのような展開を経験するのを中心に見てゆくものとする⁽⁵⁾。

上述のように、フランスにおけるユマニスム法学の第1世代の中心としては、まずビュデを挙げることができる。彼は、アックルシウス以降の中世ローマ法学の権威に対して否定的な評価を下し、改めて独自にユ帝集成のテキスト解釈へと取り組んで、アンチ・トリボニアヌス的な立場から古典期テキストに対するユ帝期の改ざんをも問題として⁽⁷⁾いる。したがって、彼の解釈とは、問題のウルピアーヌス法文それ自体を独自の検討対象と据えて、ウルピアーヌスが伝えようとしている内容そのものを明らかにすることから始められなければならなかった。したがって、ユ帝集成の内部にテキスト相互間の矛盾があったと場合、それは歴史的な理由から合理化されることも可能であったろうが、ビュデはいったいどう処理したのであろうか。ところで、ビュデの解釈と論理は、時にかなり絶対主義的であるとされる⁽⁸⁾が、それは実際どのような意味においてそうとらえられているのであろうか。その具体的な中身を検討するために、まずは、この問題に対する彼自身の基本的な見解を示していると思われる『*L'istitution du prince*』のテキストから見てゆくことにしたい⁽⁹⁾。

Et ceste maiesté fut premierement au Senat, et au peuple. Et depuis fut translanée en personne des Empereurs, après Auguste Caesar. (また、この Maieste はそもそもは元老院と〔ローマ〕国民の下にあった。そして、それは、アウグストゥス以来、皇帝たる人物に委譲されたのであった。) …

すなわち、彼によれば、“Maiesté”は、元老院とローマ国民からひとりの支配者に対して“translanée”、つまり *lex regia* によって完全に委譲されたものとされている。⁽¹⁰⁾ そこから、一見して、ビュデの解釈は、前節で問題となった、ユ帝集成に矛盾して存在する 2 つのテキスト、すなわち、*Solutio legibus* の法文と *Digna Vox* の法文について、前者を法的な第一原則として全面的に承認し、後者については、支配者たる者が法律に従うとしても、それはあくまでも彼本人の自発的意思によるものだと考えているかのようである。⁽¹¹⁾ そうであるなら、この点におけるテキスト解釈にかんする限り、彼の理論も、「第 2 節」で見してきた中世法学と同様のものとなろう。けれども、ビュデの解釈にはまた、われわれに興味深い、新たな点も確かに見出されるのである。そのことは、彼が論理の出発点に置いたと考えられる、アリストテレスの著作に言及した箇所において明らかになる。すなわち、ビュデによれば、アリストテレスの述べる理想的な国家においては、他のあらゆる者に比肩するべくもなく優越した存在 (*exuperantia praestantes*) として、その国家の支配者は、神に最も近い人間なのであり、その他の一般の者たちと同様に扱われるべきではない、とされる。したがって、そうした他の一般同等者たち (*aequales*) が遵守すべき法律というものを、この卓越した支配者にも強制するというのはばかげたことであり、支配者にとっては彼自身がまさに法律なのだ (*qui ipsi lex sunt*)、⁽¹²⁾ としたビュデの見解が述べられている。ここから分かるように、彼の理論においては、支配者とそれ以外の一般の者たちとの区別は自明の前提であって、理論の上できわめて重要なところとなっている。そこで、改めてビュデによる問題のローマ法源テキスト解釈について見れば、ウルピアーヌスの *Solutio legibus* の法文について、彼は、前述のアリストテレス的な論理と関連するようにして、新たな解釈を述べているのが分かる。彼は、問題の法文を、それ以前のローマ法学の伝統的解釈とはまったく異なる論理で理解したと思われるのである。それを彼は次のようにして

(13)
述べる。

Age cum quinque sunt genera regni, quintum genus est quod *παμβασιλεία* dicitur, quasi dicas regnum numeris omnibus dominationis absolutum : cuiusmodi erant Reges, Principes Romani, Ulpiani tempore, nihil jam priscae civilitatis retinentes, omnia arbitrio suo statuentes : ut nunc Reges nostri sunt, qui omnia in potestate habent, … Hoc autem regni genus est, inquit Aristoteles, cum unus omnium potestatem habet, tum communium tum publicarum rerum, non aliter atque civitas una, aut populus unus habent. (さて、支配の種類には5つあるが、5つ目の種類のものが、パンバシレイアと呼ばれるものであって、およそあなたが言うところの、ありとあらゆる強制力から自由な支配のことである。この種のものに属するのが、ウルピアーヌスの時代の王たち、すなわちローマの元首たちであって、彼らはもはや古代の市民精神を保持する者ではなく、あらゆることを自分の好きなように定めていた。そうして、いまや、われわれの王たちは、あらゆることについて権力を有している…ところで、これは、支配の一種であって、アリストテレスが言うように、その場合、ひとつところに、あるいは皆に共通のことがらについて、あるいは公のことがらについて、あらゆる権力が存在している。このことは、1つの都市、あるいは1人の国民が〔そうした権力を〕有する場合とても同じである。) …

すなわち、彼によれば、問題の *Solutio legibus* について述べたウルピアーヌス自身の時代までには、すでに、ローマに元来あった市民的な精神 (*prisca civilis*) というものが全くその残存を残しておらず、すべてが元首の意思によって決められるようになっていたのであった。このように、彼の理論は、中世法学とは異なって、同じローマ法源テキストの解釈でありながら、ユ帝集成をそのままの形で文字通りに受け入れた上でなされるのではなく、問題となっているテキストの歴史性が解釈の前提となり、そこ

からテキストの内容を再構成し、論じている。したがって、ビュデにとっては、あくまでも、そうした歴史的事実を探求した結果として、ウルピアーヌスの法文が *princeps* の絶対的権力を明示したものと結論されているに過ぎないのである。さらに、このことの理由について、ビュデによれば、ウルピアーヌスの時代の元首たちも、また同様に、彼自身の時代の国王についても、先に述べたアリストテレスにしたがった区分における優れた者 (*exuperantia praestantes*) であるのだから、法律の拘束を受けるべきものではないのだと説明される。そこから、彼は、ウルピアーヌス法文の“*legibus solutus* (法律から自由である)”という表現を否定して、むしろ“*Principem…etiam legibus non teneri* (*princeps* は…法律に拘束されない)”というのが適切だとしている。彼が述べるように、法律とはおよそ政治的な資質や能力において等しいものたち (*genere facultateque omni politica equales*) のために作られたものであって、はるかに優れた者である元首や国王を拘束することはないのである。⁽¹⁴⁾

以上のビュデの理論のうちで、法源解釈史という観点からわれわれが最も注目すべきなのは、そこには、前時代までの中世ローマ法学においては当然のこととされた、*lex regia* による *Solutio legibus* の原則の正当化という論理展開が見出されないということである。ビュデによれば、*lex regia* という法律は、確かにローマの元首に対して、そうして、このことは彼のテキスト解釈においてはフランス王権にも当てはめられ、⁽¹⁵⁾ フランス国王についても同様に、至高の権力を付与するものではあるが、そのことから論理必然的に *Solutio legibus* の原則を引き出す理論は中世的解釈による仕方であって、当該原則は、歴史的観点を踏まえたテキスト内容の検討から、あくまでもその結果として独自に導き出されたことがらでなければならない。したがって、彼の結論が、先に述べたように、*Solutio legibus* を法の原則として承認しているとしても、それは、決して、*lex regia* による包括的な権限授与の結果として説明されるものではないということになるのである。

けれども、他方では明らかに、そうして生み出されたビュデの絶対的権力者である支配者は、*lex regia* によって全権を委譲されていることを根拠にして、立法権力を当然に含むこととなった。つまり、ビュデにおいて *lex regia* の理論は、むしろこの面でこそ重要であったものと見られるのである。なぜなら、この *lex regia* による授権について言及した箇所につづけて、彼による次のような解釈がとりわけ明らかにされているからである。すなわち、“*Iustitia igitur finis est legis, lex autem officium est principis. At princeps ipse imago est Dei, qui omnia recre ordineque constituit.* (したがって、正義は *lex* の目的とするところであって、立法 (*lex*) とは *princeps* の職分に属する。 *princeps* はまさに神の似姿であり、神はすべてを正しくかつ秩序立てとり行⁽¹⁶⁾った)”。ここから、ビュデにおいては、裁治権を基礎として構成されてきた中世的な支配者の観念から脱却しつつあり、*lex regia* の理論をもとに、立法を職分とする立法権者として新たにとらえ始めたものと考えられるのではないだろうか。⁽¹⁷⁾

ところで、このようなビュデのある意味で絶対主義的な解釈および理論に対して、次の世代のユマニズム法学者たちは別様の議論を示している。すなわち、クジャスもドノーも、方法的にはビュデと同じくユ帝の集成をそのまま受け入れるのではなく、それに歴史的観点から批判的に向き合いつつ、けれども、それぞれにビュデとは異なる結論を導いているのである。まず、クジャスについてみれば、ローマ法学の伝統にならい、さらにビュデとも同様に、*lex regia* によってあらゆる権限がローマ国民から元首に委譲されたとして⁽¹⁸⁾いる。けれども、問題の *Solutio legibus* の法文そのものについては、欠落財産にかんする諸法律 (*leges Caducariae*)、とりわけ、ウルピアーヌスが表題に明示して註釈しているユーリウス・パーピウス法 (*lex Iulia et Papia*) についてのみ当てはまることであって、決して当時における法の一般原則ではありえないと考えているのである。⁽¹⁹⁾ また、この点にかんして、ドノーによれば、元首の権力について定める *lex regia* によって、元首は一定の法律と法の要求する様式の遵守からは解放

されたが、それはあくまでも一部の例外であって、⁽²⁰⁾クジャスと同様に *Solutio legibus* は全面的に妥当する法原則ではなかったとされている。したがって、結論的に言えば、彼らはいずれも、ウルピアヌスの時代における *Solutio legibus* の原則を否定している⁽²¹⁾のである。ここから明らかになるのは、上述のように、クジャスもドノーもともに、*lex regia* による *populus* からの権力委譲の論理を承認していながら、けれども、*Solutio legibus* の原則は否定的に解釈しているということである。したがって、この 2 人の解釈を通じてわれわれは、先のビュデの理論で見た以上に明確な形で、中世ローマ法学の成果であった *Solutio legibus* の法原則を支える論理的前提という役割から、*lex regia* の理論が解放されたことを知るのである。

以上の考察は、ユマニズム法学のごくわずかの部分に問題点を絞った上で、しかも若干の代表的な法学者の解釈をとりあげて検討したものに過ぎない。けれども、ここで一度、先の考察から得られた結果を、「第 2 節」で見た中世ローマ法学のアククルシウスによるところの *lex regia* の理論との比較という点から整理して、16 世紀のローマ法学について一応の見通しを示しておくことは、後のボダンとの関係で有用であるだろう。

検討から明らかになるのは、まず第 1 に、16 世紀のユマニズム法学にとっては、*lex regia* の理論にのっとって、支配権力の無拘束性すなわち、それが少なくとも、人法から完全に自由であるという *Solutio legibus* の原則を主張するものとはなりえないということである。上で見たように、ビュデとその他の者との間には、結論において違いはあるものの、この論理においては一致している。したがって、中世法学が作り上げた *lex regia* の理論のうち、この側面の価値は彼らによって否定されるのである。では、ユマニズム法学にとって、*lex regia* の理論はいかなる意味をもつものだったのであろうか。この点を考える上で、彼らのそうした新たな方向性を持った法学に対しても影響を及ぼした⁽²²⁾と考えられるイタリア人法学者、アルチャートの議論を少し見ておきたい。

アルチャートによれば、一方において、lex regia によってローマ国民からその全権が princeps に委譲されたことを明確に述べられている。⁽²³⁾ すなわち、princeps はいまや包括的な全権を有しているのである。⁽²⁴⁾ しかしながら、同時に彼は、以下のような主張も行っている。すなわち、アルチャートによれば、この支配権力というものが lex regia を通じて付与されるものであるならば、本来的にそれは populus を源とするものでなければならず、この論理がさらに拡大されれば、一般に正当な支配権力として存在するためには、その国民による合意 (consensus) が必要であるとまで述べられるのである。⁽²⁵⁾ したがって、アルチャートは、この lex regia の理論を通じて、一方ではフランス王権の至高性、すなわち、国王権力の正当性と絶対性を強力に主張しながら、⁽²⁶⁾ けれども他方で、それが lex regia という法律によって始めて付与されるものであること、したがって、あくまでも国民から委譲されたものである点については留保している⁽²⁷⁾ のである。そこで、こうしたところについて、他の16世紀のユマニズム法学者について見てみると、概ね同様な解釈を行っているように思われる。⁽²⁸⁾ したがって、前節までのわれわれの問題関心にしたがって、ことがらを整理しておけば、ユマニズム法学の理論においても、当該支配権力について、lex regia によって国民から全権を委譲された存在であるという考えは維持されており、それゆえに、王権の終局的源を populus に求める観念が依然として保持されていると理解される。彼らにとってもまた、支配権力の正当化のための理論としては、伝統的な lex regia の理論が、すなわち lex regia によって国民から支配者へ全権が委譲されたというアックルシウス以来の伝統的な理論が価値を失ってはいないのである。そうであるなら、先にアックルシウスに対する検討でわれわれが指摘したところの、lex regia が基本法として支配権力に優位するということについても、ユマニズム法学は何ら変更を加えていないことになるだろう。

以上のような整理を受けて、では、本節の課題である、ローマ法源解釈の展開のなかに、この16世紀ユマニズム法学の果たした役割を積極的に見

出そうとするなら、どのようなことが述べられなければならないのだろうか。まず指摘できるのは、ビュデにおいて早くも意識され始めているように、フランス国王権力について、立法権力という点から組み直そうとする新たな主権理論への動きが見られることである。中世における主権理論が、バルトルスに至るまで、明確に裁治権と結びつけられて理論化されてきたのに対して、彼は、立法権力としてそれを定式化しようと試みたように見える。そして、それを可能にしたのもまた、中世ローマ法学以来の *lex regia* の理論であったと言える。上で述べたように、王権は *lex regia* によって全権を委譲されていることから、それがために立法権力をも手に入れたのである。このことをローマ法源解釈史という観点から評価すれば、次のようになろう。ユマニズム法学は、明らかに伝統的なローマ法源解釈を受け継ぐものでありながら、他方、従来の解釈学との方法的な相違が、彼らの解釈において、法学的に重要な新たな理論の展開を引き起こしたということである。すなわち、彼らの解釈においては、*lex regia* の理論が *Solutio legibus* の原則とは切り離され、前者の理論は、彼らの手を経て、立法権を中心とする主権の理論へと展開してゆくのである。この限りで、ユマニズム法学は、中世的なローマ法源解釈理論の克服であり、*lex regia* の理論は純粋に立法権の問題のみに再度結びつけられ、ふたたび、それが述べられた元来の法文、*Quod*…の法文との関連を取り戻したことになるのである。

バルトリストによる主権理論は、その政治的要請から裁治権を基礎に導かれたものであったことは「第 2 節」ですでに指摘した。そこでは、当該裁治権の及ぶ範囲において、その範囲内に限ってであるにせよ主権を認めるから、そうした主権者が一定領域内に重疊的に複数存在することが、結果として許されていることになる。けれども、それでは、全面的かつ統一的な権力を確立する論理にはなり得ず、ここに、中世の主権理論の限界があった。そこで、このことについて、まったく異なる観点から新たな理論化を行ったのが、ユマニズム法学であったと言えよう。彼らは、従来の裁

治権から論じる仕方とはまったく別様に、主権者を立法権の面から理論化する試みを開始し、彼らの解釈においてはじめて、立法権力の所在について、明らかに国王のもとに、王にのみ帰属していることが示されたのである。⁽²⁹⁾ そうして、その理論的根拠となったのが、まさに *lex regia* の理論であって、*lex regia* によって立法権力を含む全権を委譲されている者は、域内に国王ただ1人だということなのである。この点を、ドノーは次のように述べている。⁽³⁰⁾

Lex totium populi Romani constitutio est...Penes hunc summa juris constituendi potestas fuit. Nam, ne princeps quidem, postea hac potestate praeditus esset, nisi populus potestatem suam in illum contulisset.
(法律とは、全ローマ国民の定めたとところである…この〔国民の〕下に、法を定立するためのすべての権力があつた。すなわち、国民がその〔有する〕権力を元首に委譲していなければ、この後、たとえ元首であっても、この権力を与えられたことは決してない。) …

すなわち、*princeps* のためには、*lex regia* によって国民の有するあらゆる権力〔*merum imperium*〕⁽³¹⁾ が委譲されているのであるから、彼にはまた、そして彼だけに立法の権限も存在することになる。こうして、フランスにおいては、国王だけが域内唯一単独の立法権者であるとする理論が生み出されてゆくのである。これについては、また、クジャスにおいても同様のことが確認でき、⁽³²⁾ *lex regia* の理論を利用したこうした解釈の流れは、国王を頂点とする統一的領域国家という当時の政治的な理念に貢献するものであったというのは明らかであろう。そこで、上述のように、*lex regia* の理論との連関をもっぱらに取り戻した *Quod*…のテキスト法文は、フランス化されたかたちにおいて、すなわち、“*Que veut le roi si veut la loi* (王の望むところ、すなわち、法の望むところである)”として現れてくることにもなったのだと考えられよう。⁽³³⁾

周知のように、この時代フランスは、政治的にも、宗教的にも困難に直面している。そうした中であって、法学者もその時代の空気に孤立したわけではなく、その影響を大きく受けたろう⁽³⁴⁾。そこで、フランスにおいては特に、国王権力の強化が求められたのなら、以上の考察からすれば、ユマニズム法学の理論は概してこの流れに沿うものであったと見られる。ただし、論理的に言えば、ローマ法源解釈を行う限り、ある種の制約原理を伴うものであることもまた忘れられない。なぜなら、中世ローマ法学以来の *lex regia* の理論の伝統において、確かに、それが一方では支配権力の至高性を保障し、王権の強化を担保するものでありながら、他方では、その至高の権力も最終的には国民に由来するものであると認めざるを得ないからである。この後者の点を特に評価するなら、少なくとも1つの基本法〔=*lex regia*〕を上位に置き、国民からの授権という観念からの解放が許されない以上、ローマ法源およびローマ法源解釈が絶対主義の論理を提供したとの従来の主張は、否定されるべき側面をもつであろう。結局、すでに本稿「第1節」および「第2節」でも明らかであって、先のアルチャーートの解釈と理論からも分かったように、元来この *lex regia* の理論が2面性を有するものだということなのである。そこから、この16世紀フランスにおけるローマ法源解釈学、ユマニズム法学が果たした役割について評価してみれば、当時の政治的な要請に即した解釈の展開という側面、すなわち、国王による集権化に寄与した側面が前面に置かれ、それが解釈史の上で新たな理論を生み出したと結論できるのではないだろう⁽³⁵⁾か。

16世紀のユマニズム法学の全般的な議論について、ひとまず以上のような帰結を得たところで、本節の最後に、それらとボグン(1530-1596)との関係を考えてみたいと思う。というのも、本稿は、「はじめに」でも立場を明らかにしたように、「絶対主義」という概念そのものについては、一般的な政治学的意味においてそれを理解し、果たしてローマ法源解釈のいかなる過程においてそうしたものが見出されるのか、検討することを課題としたが、それと同時に、とくにフランス法史との関連という点からし

て、ボダンへいたるローマ法源解釈の流れを追うことをも、もうひとつの大きな目的としたからである。ここまでの検討で明らかになったように、われわれの問題関心からもっとも重要な検討対象となったのはいわゆる *lex regia* の理論であった。そうして、中世以降のその解釈について見れば、ローマ法学者には、積極的に意識したと否とにかかわらず、常に一定の基本的な了解があったものとする⁽³⁶⁾ことができる。つまり、国民から支配者への権力の委譲という内容をもった、基本法たる *lex regia* が支配権力に対して優位して存在するという観念が潜在的に存在しつづけたということである。したがって、この点からすれば、ローマ法源解釈のいかなる過程においても、それがいわゆる絶対主義的なものとはなり得なかったと言えるのだろう。

そこで、改めて、フランス絶対王政とこの法源解釈との関連について考えなければならないが、ボダンはそこにどう関わってくるのであろうか。絶対王政の法理論とは、ローマ法源解釈史においてどのように位置付けられるのであろうか。先の検討から明らかなように、ユマニスム法学が、アックルシウスによって確立されて以来、中世ローマ法学の伝統であった *lex regia* の理論のうちから、その主権の理論にかかわる部分については忠実に受け継ぎながら、けれども、*Solutio legibus* の問題とこの理論とを切り離したことにより、*lex regia* の理論は純粹に立法権にかんずるものとして理論の再構築を始めるのである。そうして、この点は明らかにボダンへと影響したと考えられよう。というのも、ボダンにおいては、もはや *Solutio legibus* の法文は *Quod*…の法文を補足する意味合いしか持っておらず、⁽³⁷⁾彼によって立法権を中心とした、あるいは、立法権のみによって⁽³⁸⁾定式化される絶対的主権者の理論が生み出されることになるからである。このような流れからすれば、ボダンの理論は、一連のローマ法源解釈の伝統のなかに位置付けられるものとなるだろう。彼の主権論によれば、絶対的な主権者とは、彼と同等のあるいは彼より下位にあるいかなる者の合意を必要とすることなく自由に法律を制定、改廃できるものとされるので

⁽⁴⁰⁾ある。けれども、他方でこの *lex regia* の理論は、それに内在する必然的な制約原理によって、ボダンの主権者の理論には別の問題を生じさせる。*lex regia* の理論とは、いずれにしても権力の終局的源泉を *populus* に求めるものだからである。したがって、ボダンが伝統的なその理論に依拠するとすれば、彼の主権者に対しても、同じく一定の制約が課せられる可能性が生じるのである。⁽⁴¹⁾ それにもかかわらず、ボダン自身、この点でも *lex regia* の理論を継承している⁽⁴²⁾と見られるのはどういうわけであろうか。この問題を、彼はどのように解決したのでであろうか。それを明らかにするのが、その著書『*De republica libri sex*』の第 1 巻・第 8 章“*De iure maiestatis*”⁽⁴³⁾において、学説彙纂の 39, 5, 1 に言及した箇所である。そこで彼は、贈与 (*donatio*) について論じ、贈与にはいくつかの種類があるとの前提を置いた上で、次のように述べるのである。⁽⁴⁴⁾ すなわち、贈与にはそのようないくつかの種類があるけれども、主権者にかんしては、彼に対する全権の付与というかたちでなされる国民からの贈与というのは、もっぱら本来の贈与 (*proprie donatio*)、純粹なる贈与であって、なんらの条件 (*condicio*)⁽⁴⁵⁾ にも服さないものでなければならないのである。そうして、次のようなかたちで、*lex regia* の論理との整合がなされることになる。

Quid si populus alicui summam perpetuamque, quoad vixerit, potestatem dederit? subsisto: ...quia populus sua se sponte imperio spoliavit, ut alteri omnia iura maiestatis sine condicione donaret, perinde ut si quis pura donatione rei suae dominium ac possessionem tradidisset: tunc enim perfecta donatio, conditiones nullas capit. Ad hunc modum de summo principe lex ab iurisconsulto regia dicitur lata fuisse, cum populus ei et eum omnem potestatem contulit. (国民が、ある者に対して、すべての、そして恒久的な権力を、その者が生存した限りにおいて与えた場合、どうであろう? 私は、次のように強く主張する。すなわち…国民は、自らの意思によって、*imperium* がその下を離れるようにして、他の者に、支配のあら

ゆる権限を、何らの条件も付さずに贈ったのであって、それは、ある者が、贈与によって自分の物の所有権と占有を譲渡した場合と同様である。すなわち、この場合、完全なる贈与とは、いかなる条件をも受くるものではない。このやり方によって、最も尊い princeps にかんしては、国民が princeps のために、そして princeps に対してあらゆる権力を委譲する際、lex regia が定められたのだと、法学的には言われる。⁽⁴⁶⁾ …

このように、ボダンは、lex regia の理論に関連して、そこに贈与という私法上の理論を介在させることで、populus から princeps への imperium の移転は、いわゆる完全なる贈与であって、そこに何らの条件も伴うものではない⁽⁴⁷⁾ と言う。したがって、lex regia によって、いったん princeps に支配権力が与えられたのならば、彼がそれをどのように行うかは、贈与によって物を得た所有者〔受贈者〕がそれをいかにしようと自由であるのと同様に、完全に princeps の自由であって、贈与者への負担は何もない。それゆえ、主権行使には元来いかなる制約もなされうる性質のものではないと結論したのである。このような論理によって、ボダン⁽⁴⁸⁾ は、その主権者が制約を受けず、絶対的なものであることの理由を説明する。けれども、そもそも、ボダン⁽⁴⁹⁾ にとっては、その主権者たるものは絶対的であるということが前提なのであり、上の論理はあくまでも、それを説明するためのものであったろう。したがって、われわれにとっての問題は、彼の言うこの“absoluta (絶対性)”とは、いったいどのようなものであるのかという具体的な中身へと移ってゆくべきだろうが、そこで課題となるのは、本稿のはじめにも指摘したように、ボダンにおいても、神の法と自然法、そして基本法が支配権力を拘束することが明示されているという点である⁽⁵¹⁾。「絶対性」における一見したところのこの矛盾は、では、どのように克服されるのであろうか。このことを考察するために、彼における基本法がいかなる内容のものであるのかを検討してみる必要があるだろう。そこで注目されるのが、16世紀初頭にジャン・フェローという法学者が述べているとこ

ろである。すなわち、フェローによれば、もっぱら国王のみが法律を制定する権限を有しているとされ、その理由として、lex Salica と呼ばれる、古代の lex regia によって、あらゆる権利と権力が国王に委譲されたことが述べられている。すなわち、フェローにあっては、lex Salica がローマの lex regia と同一視されているのである⁽⁵²⁾。この点について、ボダン⁽⁵³⁾は、lex Salica=lex regia の論理を、さらに独自のかたちで発展させているように見える。すなわち、ボダンにおいて、この基本法としての lex regia=lex Salica⁽⁵³⁾は、もはやウルピアーヌス以来の内容を備えた存在ではないように思われ、また元来の lex Salica に内包されていた選挙王制的な側面も同時に否定されているのである⁽⁵⁴⁾。これらのことから、ボダンにおける基本法とは、もっぱら内容的に、王位継承のための相続と王国の不可譲とにかかわるものとされることになった⁽⁵⁵⁾。そして、このうち特に、王位が相続によって継承されてゆくことを定めた基本法として lex regia を捉えなおすことにより、ボダンは、支配権力が成立する際における populus の関与をも最大限に排除しようとしているのではないだろうか⁽⁵⁶⁾。すなわち、lex regia によってかつていったん与えられた imperium は、支配権力者が死亡したとしても、populus に回帰するということはなく、それはもっぱら相続によって次の王位継承者へ引き継がれてゆくとされたのである⁽⁵⁷⁾。

以上のところから明らかになるのは、ローマ法源とその解釈の伝統が、ボダンの絶対的主権者の理論に大きな影響を与えてはいるものの、しかし、ボダンこそがローマ法源解釈史上初めて、lex regia の理論における法的な制約可能性、すなわち、populus からの権限委譲という論理に伴う制約原理を、明確に意識的に排除したということではないだろうか⁽⁵⁸⁾。このように見るならば、ボダンを介することではじめて、ローマ法源とその解釈はもっぱら間接的にフランス絶対王政と結びついたものだと言うことができるかもしれない⁽⁵⁹⁾。けれども、このボダンに独自の理論を可能にしたのも、ユマニスム法学までのローマ法源解釈の歴史的な展開だとも言える。

なぜなら、彼にいたる以前の段階においてすでに準備されていた法学的な成果、すなわち、中世法学の初期において確立された *lex regia* の主権理論と、それをさらに独自の仕方を利用してユマニスム法学による、国王における立法主権論の確立を前提として、今度は、その主権というもの (*Maiestas*) それ自体を定義するというボダンの試みに至ると思われるからである。⁽⁶⁰⁾ そうして、このボダンの *Maiestas* については、以上のような論理を追うことから、その一面が明らかに⁽⁶¹⁾なれば良いと思う。

- (1) D. Kelley, Guillaume Budé and the First Historical School of Law, *The American Historical Review*, 72, 1967, pp. 807 sqq.
- (2) D. Kelley, *Foundations of Modern Historical Scholarship, Language, Law and History in the French Renaissance*, 1970, pp. 67 sq.
- (3) D. Kelley, *Foundations of Modern Historical Scholarship*, p. 67.
- (4) この点については、D. Kelley, Guillaume Budé, *The American Historical Review* 72, pp. 808 sqq. が指摘するように、特にヴァッラにおける先駆性が強調されている。
- (5) 本節で挙げる史料テキストについては、特に指示しない限り、基本的に R. W. and A. J. Carlyle, *A History of Mediaeval Political Theory in the West* 6, 1950, p. 227 sqq. によるものとした。
- (6) D. Kelley, Guillaume Budé, *The American Historical Review* 72, p. 818.
- (7) D. Kelley, *Foundations of Modern Historical Scholarship*, 1970, pp. 66 sq.
- (8) W. Church, *Constitutional Thought in Sixteenth-Century France, A Study in the Evolution of Ideas*, 1969, pp. 61 sqq.
- (9) Budaëus, *De l'institution du Prince*, p. 154. このテキストについては、H. Morel, *La Place de La Lex Regia dans L'Istoire des Idees Politiques, Etudes offertes a Jean Macqueron*, 1970, p. 549. からの引用。
- (10) Budaëus, *Annotationes in Pandectas*, (D. 1, 3, 31), p. 96. “...Illa igitur popularia ad principem lege regia delata sunt, (そうしたローマ国民の権限は *lex regia* によって元首に委譲された) …” また、H. Morel, *La Place de La Lex Regia*, p. 560. を参照。
- (11) Budaëus, *Annotationes in Pandectas*, (D. 1, 3, 31), p. 96. でビュデは、*Digna vox* にかんして、プルータルコスを引いて、説明する。プルータルコスによれば、*lex* (法律) というのは元首より上位にあるもの (*principi princeps*) だが、その “*lex*” という言葉が意味するのは、実体法律ということではなく、理性 (*ratio*) のことであって、それは元首自身のなかに存在している、とされ、ビュデ自身、これが *Digna vox* 法文に合致するとしている。この点の評価については、W. Church,

Constitutional Thought, p. 62. を参照。

- (12) Budaeus, *Annotaciones in Pandectas*, (D. 1, 3, 31), p. 68. “Princeps legibus solutus est. Aristoteles, *Lib. tertio, Politic. huius dicti rationem memorabilem affere mihi videtur*,…Is igitur in eo libro in hanc propemodum sententiam inquit, si tamen recte vertimus; in republica autem optime constituta is demum iuris esse dici debet, qui et regere et regi, et voluntate et aptitudine ad vitam paratus est secundum virtutem agendum. Agedum sit aliquis unus, aut uno etiam plures (pauciores tamen quam ut civitatis numerum implere possint), tanto ceteris virtutis exuperantia praestantes, si plures sint, aut praestans si unus sit, reliquorum ut universorum virtus cum illius aut illorum non sit comparabilis; dico, inquit, huiusmodi viros non jam civitatis partem existimandos esse, quippe injuriam illis haud dubie factum iri credendum est, si aequas ferre partes digni ipsi videbuntur, tanto ceteris inaequales virtute civilique facultate. Hujusmodi enim quasi Deum quendam censerī inter homines par est. Proinde legum quoque lationem inter aequales necesse est esse et genere et facultate cilili. In illos autem hujuscemodi nulla est prorsus legislatio, quippe qui ipsis lex sunt, quia enim rediculum fore putemus eum qui legem de hujusmodi ferre aggrediatur. (元首は法律から自由である。アリストテレスは、『国家論』の第3巻において、このように言われることへの優れた理由を提供しているように、私には見うけられる。…それゆえ、彼は、この著書において、われわれが正しく目を配りさえするならば、およそ次のような見解へと導いてくれる。すなわち、そもそも、最も適切に建設された国家においては、意思と生への本能とによって、能力を行使する程度に応じ、支配すること、また支配されることを決意する者だけが正しい者と言われるべきである。さて、ある1人の者、あるいは1人よりも多くの者（けれども、共同体の成員を凌駕することができるようになるよりは少ない数において）があって、ある種の能力の優れていることについて、〔その他の者に〕ずば抜けているのが、複数ある場合、あるいは、そのようにずば抜けているのが1人である場合に、残された〔その他の者の〕能力をすべてもれなく集めても、彼の能力、あるいは彼らの能力に匹敵するものではない。そこで、私は次のように言う。この種の者たちは、とても共同体の1構成員としてみなされるものではない。もちろんのこととして、ある種のとびきり優れた能力と公人としての才にもかかわらず、1構成員たるものが彼らに相応しいとみなされたなら、それは、彼らに対して不法なことがなされたということであるのは、決して疑いのないところだと考えられなければならない。なぜなら、この種の者たちは、人々の間にあっては、およそ神の如きものと評価されるのがふさわしいからである。したがって、立法も、生来の素地と政治市民的な能力において等しい者たちの間には存在するのが必然であるけれども、こうした種類の者たちに対しては、立法はまったく無意味である。なぜなら、彼らがおのれ自身に対しての法律だからであり、われわれは、この

種の者たちに対して立法する者は、ばかげた者たちだということになると考えるのである。) ”

- (13) Budaeus, *Annotationes in Pandectas* (D. 1, 3, 31), p. 68.
- (14) Budaeus, *Annotationes in Pandectas* (D. 1, 3, 31), pp. 68 sq. “Ex supradictis igitur dimonstrari potest ut aubitor, Principem non modo legibus esse solutum, id quod Ulpianus dixit, sed etiam legibus non teneri. Jam primum cum leges ferri debeant in hominess, genere facultateque omni politica equales, nec legibus teneantur qui multo ceteros rebus his praestare videntur; reges autem generositate, id est opulentia, antiquitate, et claritate natalium nemo omnium aequare posit aut contendat, virtute pono et animi et corporis, omnique morum majestate humanum captum modumque excedere, heroasque aequare aut debeant, aut credantur. Manifestum est legibus in cives, id est in populum latis, sacrosanctos hominess non teneri (したがって、上で述べたところから、次のように確証することができる。すなわち、ウルピアーヌスが言ったような、元首は法律から自由であるというのではなく、むしろ法律に拘束されないのである。まず第1に、法律というものは、生来の素地とあらゆる政治的な能力において等しい者たちに対して適用されるべきであって、多くの点でこうした者たちに秀でた者たちは法律に拘束されないのである。そこで、王については、生来、すなわち、富において勝り、品行正しく、また頭脳明晰に生まれついており、彼を〔他の者たちと〕等しく扱うことは決してできないし、またそのように断言する者はまったくない。〔王は、〕精神と肉体の力によって、またあらゆる類の優越性のゆえに、人間的な理解も、人間的様式も超越していると、私は考える。そうして、英雄に比されるべきであり、あるいは比されるものとみなされる。市民の法律、すなわち、*populus* が定めた法律によって、神聖なる者が拘束されないのは明らかなのである) …”
- (15) この点について、ビュテと並ぶシャッセノーズの解釈の展開が興味深い。彼によれば、フランス国王の *imperium* と *potestas* とは、*lex regia* によってローマ皇帝に委譲されたものと同一と述べられる。そこから、シャッセノーズにおいては、フランス国王はその王国においていかなる上位の権威も認めるものではなく、このことは対ローマ法王、対神聖ローマ皇帝のいずれについても当てはまると主張された。これに関連して、後掲注(35)を参照。
- (16) Budaeus, *Annotationes in Pandectas*, p. 68. この点について、W. Church, *Constitutional Thought*, p. 62. は、ビュテが、王のなすところそのすべてが事実上正義である (*whatever the king did was ipso facto just*) という、いわゆる絶対主義的な見解にきわめて接近していると評価する。
- (17) このことは、彼が国王フランソワ1世に対して、法典編纂を進めたエピソードからもうかがわれる。この点については、および V. P. Mortari, *Itinera Juris*, p. 124. を参照。
- (18) R. W. and A. J. Carlyle, *A history of mediaeval political theory* 6, p. 315.

- (19) Cujas, *Opera Omnia*, vol. 4., 'Observationes', Lib. 15, 30. "Ad l. princeps. De legibus (Dig. 1, 3, 31). De legibus poenaris Graeci ita interpretantur...quia scilicet iudices non habet. Latini, de quibuscumque legibus, cum sit, inscriptione legis, ea sententia tantum accipienda de legibus caducariis, Julia, et Papia, quae satis etiam per se odiosae erant...Sed et plerisque aliis principes solute non erant, (学説彙纂1, 3, 31にある「法律」について。ギリシア語では、刑事にかんする法律のことだと解釈される...なぜなら、処罰権者がいないことは明らかだからである。ラテン語においては、ありとあらゆる法律のこと [だと解釈される]。この場合には、その表題から、意味するところとしてもっぱら承認されるのは、欠落財産にかんするユリウス・パーピウス諸法のことである。もっとも、これ自体、まさに嫌われたものであったが。...けれども、その他の多くの法律については、元首たちが自由であったわけではない。) ...”したがって、この *Solutio legibus* は、すべての法律について当てはまると理解されるべきではない (*non de omnibus legibus accipiendum est*) とした結論が述べられている。
- (20) H. Doneau, *Opera Omnia*, vol. 1., 1, 17, 1. "...Et tenentur etiam principes legibus. Dicitur quidem princeps solutus legibus, l. princeps de legibus (Dig. 1, 3, 31) quia legibus et solemnitatibus iuris solutus est a populo Romano lege regia, quae de ejus imperio lata est. (そこで、元首達もまた、法律に拘束される。確かに、学説彙纂1, 3, 31において、元首は法律から自由であると言われているが、それというのは、元首の *imperium* について定めた *lex regia* によって、ローマ国民によって元首は〔若干の〕法律と法の求める形式の遵守からは自由であるとされているからである。) ...”
- (21) したがって、クジャスおよびドノーにおいては、*Digna vox* 法文との解釈の問題は生じない。この点にかんする評価については、R. W. Carlyle, *A history of mediaeval political theory*, pp. 309 sqq を参照。
- (22) R. W. Carlyle, *A history of mediaeval political theory*6, p. 301. は、アルチャートの理論とブルジュでの教育がフランスの法学者にどれほどの影響をおよぼしたのかについて結論は留保しながらも、影響それ自体は明らかだとしている。
- (23) Alciatus, *Opera*, vol. 2., col. 1047. De verb. comment., lex 15, "Jus Imperii Romani ad populum pertinebat, donec per legem Rhemniam populus in Augustum Caesarem ius omne transtulit. ...Nam cum hominem creavit Deus, illi in cetera quidem animantia jus et dominium concessit, himinem autem ut alteri alter serviret indixit. Unde principio rerum non divina jussione, sed ex populi consensu reges assumpti sunt; quod et, post Romani imperii occasum, servatum fuit, cum Carolus Magnus a populo Romano Augustus electus est, et a pontifice Leone sacro oleo iniunctus; quod jus populi hodie Gregoriana lege in septem Germaniae principes ptanslatum est. Sic et Franci, Chilperico ejecto qui regno idoneus non esset, Pipinum πανκελτίκῳ consilio substituerunt...ut merito

censeam Divina lege eum justum principem esse, qui ex populi consensu regnet, (ローマの imperium の権限は、王法 [lex regia] によって、国民がアウグストゥスにあらゆる権限を譲り渡すまでは、国民に帰属していた。…すなわち、神が人を創造した際、確かに人以外の動物に対しての権限と所有とを認めなければ、人は、人が人を支配するようには言わなかった。したがって、事の始めにおいて、神の命によってではなく、国民の合意によって、王は王とされることになる。このことは、ローマの imperium が滅んで後には、シャルル・マーニュがローマ国民によって皇帝として選ばれ、教皇レオによって、聖油を施された際にも [当てはまる]。その国民の権限は、今日、グレゴリウス法令によって、7名のゲルマン人の君主達に譲り渡されている。そうして、フランスにおいては、支配に不向きなヒルデリヒが追放され、ピピンが、顧問会によって彼に代わ〔って王とな〕った。…そこで、私は正しく次のように考えようと思う。すなわち、国民の合意によって支配を行う者が、神の法にしたがって、正当な君主である。)”

- (24) この点については、オドフレドゥスの伝える、13世紀のアゾーとロタリウスとの間における法学論争に対して彼が示した見解から明らかとなる。アルチャートは、ロタリウスの見解にしたがって、princeps、すなわち国王のみが merum imperium (包括的金権) を有するのであり、他の magistrates は、当該権力の唯一の保有者たる国王から、もっぱらその権力の行使 (exercitatio) を認められているとした。これについては、V. P. Mortari, *Itinera Juris, Studi di Storia Giuridica dell'Eta Moderna*, 1991, p. 258. を参照。また、この13世紀の論争それ自体は、少なくとも3通りに伝えられており、どれを真相とするか見解に争いがあるが、ここではその検討には立ち入らない。この点については、K. Pennington, *The Prince and the Law*, pp. 15 sqq. を参照。
- (25) R. W. Carlyle, *A history of mediaeval political theory*, pp. 299 sq.
- (26) これに関連して、いわゆる王はその「王国内では皇帝である (rex imperator in regno suo est)」という言説が問題となる。フランス国王の対外的な主権がローマ皇帝に対して主張されたことは後掲註(35)に述べるとおりだが、これが中世において積極的に意味したのは、むしろ、国内において、他の諸勢力に対する王権の優越性であったというのは、F. Calasso, *I glossatori e la teoria della sovranita : Storia di diritto commune publico*, 1957. が正しく強調するところである。imperator と同じ権力を有するのは、その王国内にフランス国王のみだということになる。
- (27) R. W. and. A. J. Carlyle, *A history of mediaeval political theory* 6, p. 299. を参照。
- (28) ここに示したアルチャートの見解のうち、後者のものを強く受け継いだとして、V. P. Mortari, *Itinera Juris*, pp. 259 sq. は、コナンとドノーの2者を挙げている。本稿においてそれらを個別に検討する余裕はなく、その評価については保留するが、コナンについては、lex regia によって付与されるのが完全なる至高の権力

- であることが強調され、アウグストゥスの時代よりすでに、*princeps* の権力があらゆる制約を完全に免れたと述べている点が指摘される。したがって、コナンについては、むしろここで示したアルチャートの見解のうち前者の側面を引く系譜と見ることもできよう。これについては、G. Butler, *Roman Law and the New Monarchy in France*, *The English Historical Review* 35, 1920, pp. 60 sq. を参照。
- (29) W. Church, *Constitutional Thought in Sixteenth-Century France*, 1969, pp. 56 sq.
- (30) R. W. Carlyle, *A History of Mediaeval Political Theory in the West* 6, 1950, p. 308.
- (31) V. P. Mortari, *Itinera Juris*, p. 258. によれば、アルチャートは、ロタリウスの主張を引き継いだが、その意義は、*merum imperium* がフランス国王のみに帰属するという解釈を可能にすることにあつたとされる。すなわち、すでに確立されていた、フランス王国内においてフランス国王は *imperator* であるとした命題 (*Rex Franciae in suo regno imperator est*) との関係で、ロタリウスの主張した *imperator* のみが *merum imperium* を有するという主張をここで再度利用したのであろう。この言説それ自体の問題については、後掲註(35)を参照。
- (32) Cujas, *Opera omnia*, vol. 3., 'Paratitla', Lib. 9. Codicis, "Ac, primum quidem in hoc titulo agitur de legibus publicis et generalibus, quae antiqua sunt jussa populi vel plebis: quales nullae feruntur hodie, populi potestate translata in principem. (そうして、この表題の下に、まずは、公の関与する一般法について論じられる。そうした法律というのは、古い時代におけるローマ国民あるいはプレブスの命令である。けれども、今日では、なんらそうしたものはなされない。なぜなら、国民の権限は元首に委譲されているからである。)。また、*Opera Omnia*, vol. 4., *Observationes*, Lib. 15. 30. "...et idem Justinianus in Nov. 105 (Nov. 195, 2, 3) eo tantum pertinet, ut intelligatur penes principem esse omnem potestatem ferendarum vel abrogandarum, aut derogandarum legum, (また同様に、ユースティニアヌスは、新勅法集105において、もっぱら次のような思考をもった。すなわち、法律を制定したり廃止したり、あるいは変更したりするあらゆる権力が、元首の下に存在すると判断される、と。)" これについては、R. W. and. A. J. Carlyle, *A history of mediaeval political theory* 6, p. 316. を参照。
- (33) H. Morel, *L'absolutisme français procede-t-il du droit romain?*, *Histoire du Droit Social*; *Melanges en Hommage à Jean Imbert*, 1989, p. 439. の指摘するように、この言説が直ちに王権の恣意的な行使までが可能であったことの証拠となるわけではない。他方で *Digna vox* の原理が依然として維持されているからである。それについてドノーは *Opera Omnia*, 1, 1, 17, 1 で次のように言う。 "...At tenetur legibus communi principum lege et sua, declarant enim hi se velle legibus vivere, statuentes, nihil magis convenire imperio l. 3 C, De Testamento ult.; Inst. quibus modis test. infirm. ... Quod si quidquid principi placuit lex est,

etiam haec voluntas lex erit, Et quoniam principes in se hoc volunt : etiam ipsi in sese erunt lex ((princeps も) また、王国の共通法と彼自身の〔つくった〕法律に拘束される。なぜなら、彼自身法律を遵守することを欲すると断言する以上に imperium にふさわしいことはない、勅法集6, 23, 3および法学提要2, 17, 8が述べているからである。…もし、princeps が嘉したものはなんであれ法律であるならば、彼が望んだところはまた、法律あるだろう。したがって、princeps がそのように望んだことならば、そのことは、彼自身に対しての法律ともなるだろう。) ”したがって、princeps は彼自身が己に対する法律として、そうした法律に従うことになるのであった。これについては、クジャスも、Opera Omnia, 4, 15, 30で populus が自らの制定した法律によって拘束されるのが当然であるのだから princeps についても同様のことだと述べている。

(34) W. Church, Constitutional Thought, pp. 303 sqq. を参照。

(35) W. Church, Constitutional Thought, p. 72. このようなユマニスム法学の流れにおいて、異なる立場をとった者があることも若干指摘しておく必要があるだろう。すなわち、ホットマン (1524-1590) である。その著作『Francogallia』と『Antitoribonian』において示されるように、彼によれば、フランスには独自の伝統があるのであり、ローマ法の影響からは逃れるべきだとされる。そうして彼は、国王権力による集権性を、すなわち、ローマ法源解釈にあらわれるひとつの側面であるところの支配権力における至高性を、フランスの自立性の主張のために否定するのである。ローマ法とはすなわち、神聖ローマ帝国の皇帝法であって、フランスはこの影響から独立すべきだとされるのである。このガリカニスムを顕著に表した見解は、一見すると、上述のようなローマ法源解釈史においては、反動のようにも見うけられる。けれども、上で示したように、ビュデ以下のユマニスト法学者いづれもが、lex regia の理論を利用して主張しようとしたのは、フランス国王権力の至高性、すなわちその国家主権であって、それが具体的には主権国家としてのフランスの神聖ローマ皇帝権力からの独立であったことをみれば、同じ流れのもと、見ることのできるのではなからうか。そして、こうしたなかで言われたものが有名な一節、“Rex Francia in suo regno imperator est (フランス国王は、その王国において、皇帝である)” であることになる。こうした言説 (Rex imperator in regno suo est) については、けれども、W. Ullmann, The Development of the Medieval Idea of Sovereignty, The English Historical Review 64, 1949, pp. 1 sqq. によれば、確かにフランスにおける法学者によって盛んに主張されたが、それについての法学的議論は、彼らではなく、むしろナポリの法学者の間で形成されたものとされる。これについては、また、D. Kelley, Civil Science in the Renaissance: the Problem of Interpretation, The Languages of Political Theory in Early-Modern Europe, pp. 70 sq. も詳しく述べるが、いわゆる皇帝ハインリッヒ7世とナポリ国王との対立について、ひとまず K. Pennington, The Prince and the Law, pp. 165 sqq. を参照した。

- (36) B. Tierny, *The prince is not bound by the laws*, p.
- (37) H. Morel, *L'absolutisme français*, *Melanges en Hommage à Jean Imbert*, p. 435.
- (38) H. Morel, *L'absolutisme français*, *Melanges en Hommage à Jean Imbert*, p. 439.
- (39) J. H. Franklin, *Jean Bodin*, pp. 102 sqq. ; E. Giesey, *Medieval Jurisprudence in Bodin's Concept of Sovereignty*, *Jean Bodin: Verhandlung der Internationalen Bodin-Tagung in Munchen*, 1973, pp. 167. ; K. Pennington, *The Prince and the Law*, pp. 283.
- (40) Bodin, *De republica*, p. 221.
- (41) L. Fell, *Origins of Legislative Sovereignty and the Legislative State 3; Bodin's Humanistic Legal System and Rejection of "Medieval Political Theory"*, 1987, p. 102. M. Scattola, *Diritto Medioevale e Scienza Politica Moderna nella Dottorina della Sovranita di Jean Bodin*, *IUS COMMUNE* 26, 1999, p. 170.
- (42) Bodin, *De republica*, p. 126.
- (43) M. Scattola, *Diritto Medioevale*, *IUS COMMUNE* 26, 1999, p. 171.
- (44) Bodin, *De republica*, I, 8, 126 sqq. "Donationes complures sunt. dat aliquis ea mente, ut statim velit accipientis fieri nec ullo dasu ad se reverti, et propter nullam aliam causam facit, quam ut leberalitem et munificentiam exerceat : haec proprie donatio appellatur. dat aliquis, ut tunc demum accipientis fiat, cum aliquid secutum fuerit : non proprie donatio appellabitur, sed totum hoc donatio sub condicione est. item cum quis ea mente dat, ut statim quidem faciat accipientis, si tamen aliquid factum fuerit aut non fuerit, velit ad se reverti, non proprie donatio dicitur, sed totum hoc donatio est, quae sub condicione solvatur, qualis est mortis causa donatio. (贈与にはいくつかある。ある者が、直ちに受贈者のものとなることを望んで、いかなる場合にも自分の下に戻そうとしないような意思をもって、贈与をなし、もっぱら、〔自身の〕寛大さと気前のよさを披露してみせるという目的によって行う〔場合がある〕。すなわち、これが本来の贈与と呼ばれるものである。ある者が、なにものが得られた場合にのみ受贈者のものとなるようにした〔場合がある〕。これは、本来の贈与とは呼ばれず、もっぱらこれは、条件付き贈与である。同様に、ある者が、確かに直ちに受贈者のものとはするのだけれども、あることが起きた、あるいは起きなかった場合には、自分の下に戻そうとして贈与する場合、本来の贈与とは呼ばれず、これはもっぱら解除条件付きの贈与である。この種のものに、死因贈与があたる。)"
- (45) Bodin, *De republica*, p. 129. "Diximus, potestatem legibus solutam congruere maiestati. Nam populus summum perpetuumque imperium in cives, ac vitae necisque potestatem, legibus omnibus solutam, uni ex civibus tribuere potest, ut quemcumque volet imperii successorem designare possit : et quemadmodum

suae quisque rei moderator et arbiter, pure donare potest, non alia quam liberalitatis subiecta causa; quae quod ita confecta est, ut nullam postea conditionem capit, vera propriaque acceptione, donatio appellatur. Caeterae donationes quibus innexa est implexaque alia causa conditiove, donationes non sunt: sic quoque summum imperium conditione aliqua vel lege datum, summum non est, nec legibus solutum. (われわれは、支配者のためには、権力が法律から自由であることが似つかわしいと言う。というのも、国民は、その共同体構成員にかんする、すべての、そして恒久的な imperium と、あらゆる法律から自由な生殺与奪の権力とを、その共同体構成員のうちの1人に譲り渡して、その望ましい人物を誰であれ、imperium を受け継ぐ者として指定することができる。すなわち、ちよūd、誰もが、自分自身の物を管理・監督する者として、施しということによる原因以外には無条件で、贈与をなすことができる。それは、その後何らの条件も課されないというようにして行われるものであって、真の、そして真の意味において、贈与と呼ばれる。その他の贈与には、何ものかがまとわりつき、または、他の制約や条件が組み込まれていて、〔本来の〕贈与ではない。そうして、包括的な imperium にも、何らかの条件や、あるいは約款が付されていたならば、それは包括的ではないのであり、また法律から自由でもない。)

(46) Bodin, *De Republica*, p. 82.

(47) 条件付きの贈与であれば、その付された条件の成就されない場合が問題となり、それによって、不当利得返還請求の余地が生ずる。したがって、条件が付されてあるならば、imperium もまた、国民による返還請求の可能性があるということになるが、ボダンのこの論理はそれを否定していることになるだろう。

(48) こうしてボダンは、支配権力者が生きている限り、主権も存続し続けることを述べて、主権の永続性の論理を構築した。したがって、その者が死亡した場合の主権の所在とその扱いについて問題となるが、それについては、本論のあとに述べるように、彼は王権とその相続にかんして論ずることになってゆく。

(49) Bodin, *De republica*, p. 125. “*Maiestas vero nec maiore potestas nec legibus ullis, nec tempore definitur* (ところで、*Maiestas* とは、彼にまさる権力によっても、いかなる法律によっても、また時間によっても制約されない”); p. 132. “…*Francorum regibus…quos etiam potestatem absolutam, …habere tadunt* (フランス国王…彼もまた絶対的な権力を有すると…言われる)” K. Pennington, *The Prince and the Law*, p. 277. を参照。

(50) 本稿はボダンの理論の全体について評価をすることはできない。また、特にボダンにおける絶対性の問題についても、その具体的な議論にまで立ち入ることはできていない。この点については、ひとまず、J. H. Franklin, *Jean Bodin and the Rise of Absolutist Theory*, 1973; L. Fell, *Origins of Legislative Sovereignty and the Legislative State*, 3: Bodin's Humanistic Legal System and Rejection of “Medieval Political Theology”, 1987. を参照。また、本節においてボダンの著作

から引用する場合、原則としてラテン語版のもの〔*De republica libri sex*〕を使用することとしたが、フランス語版〔*Les six livres de la republique*〕との比較対照を通した検討まで行ったものではない。

- (51) J. H. Franklin, Jean Bodin, p. 70. またこれにかんしてボダン自身は次のように述べているとされる。すなわち、*De republica*, p. 132. において “*Nam si legibus omnibus solutam definiamus nullus omnino princeps iura maiestatis habere comperiat, (もしわれわれが、いかなる法律にも服さない者のみを絶対的権力を有すると言うのであれば、この世界に主権を有する支配者とは存在しなくなる)…*” と。
- (52) フェローは、*Tractatus de Juribus et Privilegiis Regni Francorum*, p. 35において次のように述べる。“…*Rex iste solus facit constitutiones seu leges in Regno Franciae…Est enim iure certissimum, quod populus regitur solo rege, ille solus potest statuere, condere et instituere…quia antiqua lege regia quae salica nuncpatur omne ius omnisque potestas in regiam translata est: et sicuti imperatori soli hoc conveneret in subditis…ita regi; cum Rex Franciae omnia iura imperatoris habeat, quia (ut dictum est) non recognoscit in temporalibus superiorem.* (国王は、ただ一人、王国フランスにおいて、規範あるいは法律を策定する。国民はただ国王によってのみ治められるというのは、法的に見て、きわめて確かなことであるから、国王だけが〔規範あるいは法律を〕決定し、制定し、そして施行することができる。…古代の *lex regia* は、*lex salica* と呼ばれるが、それによって、あらゆる権能とあらゆる権力が支配者に譲り渡された。そうして、その臣民との関係で、このことが皇帝だけに当てはまるように、…国王についても同様である。フランス国王が、皇帝の有していたあらゆる権能を有しているのは、(すでに述べたように) 地上において、彼は上位者を認めないからである。)”
- (53) Bodin, *De republica*, 1, 8, 139. “*Quantum vero ad imperii leges attinet, cum sint cum ipsa maiestate coniunctae, principes nec eas abrogare nec iis derogare possunt, cuiusmodi est lex Salica, regni huius firmissimum fundamentum.* (ところで、*lex imperii*〔すなわち、*lex regia*〕にかんする限り、それが支配そのものに付随するものである以上、*princeps* は、それらを廃止することも撤廃することもできない。この種のものに、*lex Salica* は属しているのであり、この支配の最も重要な基礎である。)”
- (54) J. H. Franklin, Jean Bodin, p. 72. によれば、ボダン自身、選挙王であってもまた絶対的であることが可能であるとしながらも、この制度を承認することによって立憲主義的性質 (*constitutionalist version of the history of French*) が持ち込まれることを嫌ったと言われる。
- (55) J. H. Franklin, Jean Bodin, p. 70.
- (56) J. H. Franklin, Jean Bodin, pp. 72 sq.
- (57) 先の贈与の論理によって、ボダンの理論における権力 (*imperium*) は相続可

能なものであることも示される。すなわち、いったん贈与によって受け取った物について、受贈者はこれをいかに処分しようとも自由であり、その受贈者本人が死亡すれば、当該被相続人の財産に含まれて、その継承者に相続されるからである。これについて、M. Scattola, *Diritto Medioevale*, IUS COMMUNE 26, pp. は、ボダンの理論とホッブスのそれを比較して、相違を論じている。

- (58) 確かにボダンは、伝統的なローマ法源解釈による *lex regia* の理論に見られた *populus* の関与という側面を排除はした。けれども、このボダンの論理における新たな基本法である *lex Salica* について、J. H. franklin, *The Question of Sovereignty in Bodin's Account of Fundamental Law, Historians and Ideologues, Essays in Honor of Donald R. Kelley*, 2001, pp. 40 sqq. によれば、フランスの古い慣習法だとされる。したがって、ボダンは内容的に選挙王制に関する部分を意識して排除しているが、*lex Salica* とは、古い慣習たる相続の法の定めであって、その生成には当然 *populus* が関与している。フランクリンは、1973年のその著書『*Jean Bodin and the Rise of Absolutist Theory*』においては、前掲注(54)にあるようにしてボダン自身の考えを推測しながらも、後に、上述のような点から、異なる評価を持ったようである。さらに、ボダンの理論においても、国王は基本法 (*lex regia*=*lex Salica*) を撤廃することはできないとされていることについて、前掲註(53)で見たように、ボダン自身、たとえ“*ipsa maiestate coniunctae* (主権に付加されたもの)”としてであっても基本法を認めている以上は、その論理に瑕疵のあることを強く指摘する。もしこの基本法に王が拘束されるのなら、その基本法の創生者である *populus* が真の権威 (authority) であると考えられるのである。
- (59) H. Morel, *L'absolutisme français, Melanges en Hommage a Jean Imber*, p. 440.
- (60) この意味で、K. Pennington, *The Prince and the Law*, p. 283. は、ボダン自身が、彼より以前に王の権力について定義した者はないとしたことは正しいと評価する。
- (61) ボダンの理論について、特に法学的には、彼が立法とは純粹に主権者の意思であり命令であるとする点において、それをホッブス、オースティンへと連なる法実証主義的な先駆として見る見解と、依然として神の法および自然法を認め、なかならず正義の観念を伴う点をとらえて中世的・自然法的な側面を強く見出す見解とがある。本稿は、この点についての検討にも立ち入ることはできないが、後者は、ボダンが立法それ自体の中ではなく、むしろ、主権者 (*Maiestas*) の意思の中に正義の観念を見出したと見ているようである。学説的な流れについては、M. Scattola, *Diritto Medioevale*, IUS COMMUNE 26, pp. 165 sqq. に最近までのモノグラフについて一覽されているものを参照。政治哲学的な側面も含めた評価については、ひとまず、K. Pennington, *The Prince and the Law, 1200-1600*, 1993, pp. 276 sqq. を参照した。および、L. Fell, *Origins of Legislative Sovereignty and the Legislative State*, 3. に文献的な整理がある。さらに、ボダン研究に関連する

著作その他を網羅的に収集して、M. D. Couzinet, *Bibliographie des écrivains français*, Jean Bodin, 2001がある。

第三章 おわりに

本稿はフランス法史、とりわけフランス絶対主義との連関を念頭におき、ローマ法源とそれに対する解釈がどのような変遷をたどったものであるのか、その各過程のありかたを史料を通じて明らかにし、そうして、それがいわゆるフランス絶対王政の法理論といかに関係したと考えられるのか、そのことを主たる検討課題としたものであった。

そこで、まず、問題となっている法文の策定者とされるウルピアヌスの時代、すなわち古典期ローマ法学についての考察から議論を始めた。しかしながら、この考察の過程もまた、ローマ法源テキストに対するわれわれの時代の解釈を検討したものに他ならない。したがって、これもまた、目的はさまざまであるにせよ、長い歴史を持ったローマ法源解釈史の一部として位置付けられるのだろう。その意味で、本稿に述べられたのは、ローマ法源テキストの各時代における解釈と、それらが約1500年以上にもわたる長い時間のうちでどのような展開を見せたのかということであり、しかも、ごくかいつまんでひととおりのまとまりをつけたものである。したがって、本稿とは、もっぱら問題の大枠をとらえることで、先の課題に取り組むための準備作業を整えるという性質のものにしかなりえなかった。それゆえ、ここに、本稿をひとまず終えるに際しては、以上の検討を総括し、整理することによって結論に代えておきたいと思う。

ローマ法源に対する解釈は、実際いかなる時代にあっても、多くの困難を伴ったものであったことは、先の考察ですでに十分明らかである。そして、この点は、近年でも同様であって、それゆえ多様な学説が展開されてきたのである。本稿は上で述べた問題関心にしたがって、まず、「第二章・第1節」で、古典期ローマ法学、とりわけ帝政盛期における法学が、

その国制についていかなる理論を展開したのか、それを史料から明らかにしたいと考えた。そこでまず、伝統的かつ古典的解釈とされたモムゼンのそれと、モムゼンを批判することで新たな立論をしたデ・フランチッシの解釈とを比較し、さらなる学説の動向を受けて、次のように結論した。すなわち、モムゼンの主張から広く一般に受け入れられているように、原則として元首政期のローマの国家制度は法的には共和政期のそれを維持しているとの前提に立ち、その上で、元首政とは実際いかなる政治体制であったのか、モムゼンにしたがって、問題を事実 (de facto) と法 (de iure) の2つのレベルに分けて、相互の関連を考えながら考察していった⁽¹⁾。そこで、第1番目の課題とされた、学説彙纂1, 3, 31にある *Solutio legibus* の法文については、古典期において、およそ法の一般原則としては認めなかった。すなわち、史料の述べる限りでは、古典期、元首は法律のうち特定のものについて拘束を免れることがあったとしても、決して法律一般から自由とされたことはなかったと思われるのである。したがって、およそ元首権力が法に優位するということもありえなかった。とすれば、古典期、さらには古典期以後の時代についても、史料から推測する限り、これを、絶対主義的なものと評価することは適切ではないだろう⁽²⁾。けれども、この点について、モムゼンも正しく指摘するように、事実問題としては、たとえ元首が法律に違反したとしても、それを裁くためのシステムが存在しなかったことからすれば、事実上元首が法律の拘束を免れたとも言える。だが、これはあくまでも de facto の問題であり、古典期ローマ法学が示した国制の法理論としては、*Solutio legibus* を法の原則として認めるというものではなかったろう。これに対して、従来この *Solutio legibus* のテキストとひとまとめにして検討されてきた学説彙纂1, 4, 12 pr. にある同じウルピアヌスの *Quod*…のテキストについては、すでに、近年の実証的研究によって、元首の勅法が事実において法律と同等に、法律として扱われていたことが明らかにされている。そこから、このテキストは、古典期ローマ法学が、そのような事実状況を法的なレベルにおいて正当化するため

に示した理論的成果であると考えた。古典期において事実元首の勅法は法律の効力を有したが、そうした効力について法的に正当化をするためには、さらに別の論理が必要だったのである。そして、それを作り上げ、洗練させたのがウルピアーヌスだと考えられる⁽³⁾。彼によれば、元首の勅法がそうした法律の効力を有するのは、lex regia、すなわち imperium にかんする法律によって populus、すなわちローマ国民から、彼らの有するあらゆる権限が元首に委譲されたためだとされる。こうして、元首の勅法がもつ法律的効力を正当化する理論は、lex regia による populus からの権限委譲というかたちで整理が尽くされたのである。しかしながら、ウルピアーヌスにあっては、これは決して元首の勅法が lex、すなわち法律そのものとなることを示したというわけではないのではなからうか。彼にとって、それはあくまでも効力の問題に限定され、ここに共和政的国家制度を維持する元首政の国政論理の限界があったと見ることもできるだろう。したがって、この意味においても、古典期ローマの法学は、決して元首に絶対的な権力を認めたものではなかった。元首といえども、原則として法律に従わなければならないのであり、また彼の勅法も、効力の点では法律に異ならないが、決して彼が法律そのものを作ることはできなかったからである。さらに重要なことは、そうした元首権力の源が、ウルピアーヌスのテキストにある lex regia の理論から、常に populus に求められることになったということである。そこから、本稿全体を通じて明らかとなるように、この理論が常に法源解釈のかなめとなったのは、明らかにそれが一方で支配権力を正当化するための格好の存在であり、しかし、他方では、その権力の終局的根拠を populus に置くという意味で、必然的な内的制約を伴うものだという、いずれにも展開の可能な 2 面性を有するものであったからなのである。

こうして、古典期ローマ法学について見た限り、ウルピアーヌスのテキストは元首権力の純粋な絶対性を提供するものではなかった。ところで、では、われわれに伝わるこれらの史料が直接編纂された時期、ユ帝の時代

にはどのようなのであろうか。おそらくユ帝期には、皇帝とはおよそ法に優位した存在となったのは事実であろう。lex と ius の差異がなくなり、また元首の勅法が事実上唯一の法源となったこの時代、ウルピアーヌスのテキストが意味する内容も異なると考えられた。このような古典テキストが集成に残されたのは、おそらくは、テキスト内にある文言ひとつひとつの概念が変容した結果、それが専制的な政治体制を支える法理論を提供しえたということではないだろうか。すなわち、princeps=皇帝は法 (lex) に優位して、彼の望むところは法律の効力を有し、ひいては法律そのものであったのである。そうして、ユ帝においては、一方で神からの権限の授与という観念を内に含みながらも、しかしなお、世俗的な意味での支配権力正当化の法理としては、lex regia の理論が維持されていることは注目される。ここからもまた、この法理論の有する 2 面性が、すなわち支配権力に資するべき側面があらわれているのではなかろうか。

そこで、このユ帝の集成について、ローマ法の復活に伴い、その解釈に取り組み始めた中世ローマ法学ではどのような論理が展開されたのであろうか。本稿は、「第 2 節」で広く中世ローマ法学について取り上げた。というのも、従来この中世法学こそが絶対主義の先駆けであったと考えられてきたからである。⁽³⁾すなわち、注釈学派とそれに続く助言学派の法源解釈と理論による帰結として、絶対主義を支える法理論が作り出されたと考えられてきたからである。こうした見解は、エスマン以来の伝統として、この問題について広く受け入れられてきたところであった。しかし、われわれの検討で明らかとなったように、注釈学派の中心アクルシウスの理論は、ティアニーの読み方にならうなら、決してそのように単純に評価されるべきではない。確かにアクルシウスは、中世ローマ法学の解釈手法、スコラ的方法論にしたがって法典内のテキストを相互に矛盾なく解釈することに努めており、それによって彼は、Digna vox を基本的には誤りだと一喝している。したがって、Solutio legibus は法の一般原則として全面的に承認され、元首はあらゆる法律の拘束を免れるのである。その理由

を、アックルシウスは *lex regia* の理論に求めて、*princeps* は *lex regia* によって至高の権力を与えられており、それゆえ彼に上位するいかなるものも存在しえない以上、論理必然的に法律から自由な存在となると述べる。このアックルシウスの *lex regia* の理論によって、*princeps* には至高の権力=主権が国民から委譲されたという結論がもたらされたのである。そこで、*Digna vox* のテキストとの間に存在する矛盾については、彼は、*princeps* はあくまでもその意思によって法律従うとして解決している。けれども、こうしたアックルシウスの理論は、一方で元首に至高の権力を認めたものでありながら、しかし、結局のところ、この元首権力自体が法律 (*lex regia*) により付与されるものであること、それゆえ権力の源は *populus* に存することを承認するものなのである。そこから、あくまでも法的な議論だとしながらも、この法律が上位する点をとらえてティアニーは、アックルシウスにおける絶対主義的性質と言われるものを否定してみせるのである。

その上で、アックルシウスの解釈の影響を直接受けた次の世代、助言学派について見た場合、彼らもまた、*princeps* が *Solutio legibus* であることを承認し、*Digna vox* との矛盾にかんしては、*princeps* が法律にしたがうのは法的な義務ではなく、内心の動機によるとしている。そして、問題の *lex regia* の理論については、アックルシウスと同様に、法律 (*lex regia*) によって *princeps* には至高の権力たる主権が、すなわち、立法権を含んだ全権が委譲されると考えた。けれども、彼らの解釈で重要なのは、この理論で支えられた支配権力、すなわち、法源にある“*princeps*”がなにものかということであり、それをバルトルスは *Civitas* に拡大するのである。これによって、法的には全世界の支配者 (*dominus mundi*) として神聖ローマ皇帝を認めながら、事実としては、すでに独立自治の状況にある特にイタリア都市国家のために有利な新たな法の理論を展開したのである。けれども、彼らの主権理論は、史料から見る限り、裁治権として定式化されたものであった。すなわち、個々の支配権力にはその支配領域

に関連する限りで独自の裁治権があるとしたのである。それゆえ、重疊的に主権＝裁治権が存在することも、この理論においては可能であった。唯一単独の支配権力者の理論を確立するには、次の時代を待たなければならなかったのである。ところで、この助言学派の時代には、上述のように、都市が神聖ローマ皇帝権力から自由になるにしたがって、その独立した諸権力のありかたについて、Civitasの内部問題が生じてきた。そこから、このlex regiaの理論は、はじめて、そのもう一方の側面、populusからの権限委譲という論理に伴う制約原理が実際上のものとして注目されてくることになったと思われる。したがって、目下のローマ法源に関連してわれわれがするようなこの問題提起を、最初に意識したのは助言学派においてであり、次のユマニズム法学は、そうした問題のあることを前提として議論を行っているように見える。後述のように、ユマニズム法学は、この王権と、populusとの関係、国内諸権力との関係を意識した解釈をおこなっているのである。この点をとらえるなら、彼らは、バルトリストを方法的に批判しながらも、問題意識それ自体は助言学派により開かれたものだとも言えるだろう。

そこで、実際16世紀のルネサンス期に登場した、ユマニズム法学と呼ばれる新たな法学潮流とはいかなるものであったのか。本稿は、フランス絶対主義との連関という観点からこれをとくに「第3節」で取り上げた。なぜなら、ここまでの考察から、中世ローマ法学の理論が純粋な意味で絶対主義的とは呼び得ないものである以上、それをこの時代の法学がはたして創始したものであるのか、検討されなければならないからである。しかし、この学流を先導したアルチャートに見られるように、彼らがローマ法に携わる限り、換言すればローマ法源解釈に縛られる限りは、およそ絶対主義の論理を引き出すことは不可能であったろう。確かに、彼らはテキスト解釈の方法については前世紀までのそれを批判し、ビュデが述べるように、そこでは、テキストの内容にかんする十分な検討が尽くされておらず、歴史的観点が欠落していたのである。そこで、彼らは、新たな手法、

文献学的手法を持ちこんでテキストを解釈した。その結果、ユマニズム法学が到達したのは、*Solutio legibus* の原則と *lex regia* の理論を切り離し、後者を解放することであった。彼らにおいてはもはや、中世法学とは異なって、*lex regia* にもとづく *Solutio legibus* の原則というのはいりえないのである。このことをグジャストドノーの解釈は明確に示している。そこで、彼らユマニストの解釈において、支配権力とは、*lex regia* を通じて至高の権力、主権を有するが、そのことから引き出される論理的な帰結は、むしろ立法権力の所在を明らかにすることとなった。*lex regia* の理論は、こうして、純粹に国王の立法権を基礎付けるものとされ、唯一単独の立法権者たる国王による支配という、集権的権力の成立を可能にしたのである。けれども、上述のように、彼らにおいても *lex regia* の理論の両側面というのは意識されざるを得なかった。すなわち、彼らが中世法学から受け継いだもうひとつの観点として、そのような国王権力も、法律である *lex regia* によって付与されたものであり、その結果として *populus* からの授権という論理側面も維持されることになったのである。したがって、ユマニズム法学は、立法権から支配権力を理論化することで、バルトルスの裁治権論の理論的限界を克服して、新たな主権論の確立に大きく寄与したが、それがあくまでもローマ法源解釈に依拠したものである限り、*lex regia* の理論に内在するひとつの制約、すなわち、当該権力の成立に *populus* が関与し、後者からの完全な分離が理論的に不可能だという意味からくる限界も存続させたのである。

そこから、本稿は、当初の立題に立ち返り、絶対主義の法理論をローマ法源解釈の歴史的展開のなかでどのように位置付ければよいのかという意味から、ポダグンへと検討を広げた。そこで問題は、ローマ法源に依拠する限りは、決してウルピアーヌスのテキストが述べる *lex regia* の理論が有する 2 面性から解放されることはないということであり、それをポダグンがどのように解決したのかということであった。上で述べたように、伝統的なローマ法源解釈の成果として、唯一単独の立法者＝主権者たる国王によ

る支配という論理が生み出され、これによって特にフランスにおける集権的権力の成立が理論的に可能となった。けれども、今度は、その権力の正当化に *lex regia* の理論を用いることからくる限界、*lex regia* を通じての *populus* からの授権という論理に内在する制約可能性を克服できないことが問題となったのである。そうして、これをはじめて乗り越えたのが、ボダンであったと本稿は考えた。「第3節」の最後で述べたように、彼は、ローマ法源とその解釈の伝統的理論を利用しながらも、あくまでも絶対的 (*absoluta*) なものとする彼の主権者 (*Maiestas*) のための論理を完全に新たなかたちで構築・創出したのであろう。このことからすれば、フランス絶対王政の法理論とは、確かにローマ法源とその解釈が長い年月をかけた活動の末に生み出したものであったけれども、それは、決して、従来考えられてきたような単純な展開ではなかった。なぜなら、この問題のテキストに見られる *lex regia* の理論それ自体が2面性を有する存在であり、まさにそれ故に、国制にかんする議論においては、ローマ法源解釈の歴史において、常に中心的な役割を演じてきたものでもあったと考えられるのである。そうして、ボダンは、この両面を明確に意識した上で、利用すべきは利用し、排除すべきは排除して、彼に独自の主権論を導いていったことになる。

以上のような結びをもって、本稿のまとめとしたいものとするが、いずれにせよこれがフランス絶対王政自体について、あるいは近代の主権国家概念の問題など検討すべき点を多く残していることは明らかである。したがって、本稿は多くの重大な問題点をそのままに残して、もっぱら鳥瞰的に時代を追って展開をまとめたものとなった。本稿それ自体の目的は、はじめに述べたように、ローマの法源テキストがどのようにヨーロッパの歴史とかかわるものなのかという観点から、それを具体的に知ろうと、フランス絶対王政という問題を置いて、ローマ法源解釈の歴史的展開の中にそれがどのように位置づけられるものであるのか検討することであり、このまとめによって、その検討の結果は一応明らかとなったであろう。そこ

で、さらに、絶対主義という概念そのものについての考察、および、ボダンの絶対的主権者の理論や先の主権国家の成立に関連した諸問題など個別の検討については、あらためて今後の課題としてゆきたいと考えている。

- (1) このような分析視角・考察方法については、特にローマ法史について批判もあると思われるが、「第 2 節」で示されるように、バルトルス研究においてもシドニー・ウルフ以来、伝統的に強くとられてきたものであり、中世史を考える上で有効と思われることから、本稿としては、ローマ古典期から中世以降についても一貫して原則的に、この視角、すなわち事実と法の両者を区別して、そのうちの法的な面により照準を当ててひとまず論じることとした。
- (2) 「絶対主義」の定義それ自体を本稿が考察対象としないことについては、はじめに断ったが、ローマの国制を論じるに際しては、むしろ「専制」を用いるほうが適切であったらうか。けれども、議論の一貫性を考えて、ここでは「絶対主義的」という表現にして統一した。これに関連して、F. Gallo, *Sul potere normative*, SDHI 48, p. 446. は、ローマ法史における元首政からいわゆる専主政への転換について、後者を“*assoluto* (絶対的な)”ものとした上で、支配権力の権力行使の際における“*iussum populi* (*populus* の命ずるところ)”という観念が消滅し、それが質的に変化したという点を強調している。したがって、本稿においては、概念自体は確定せず、基本法との関係と、この *populus* の関与の仕方という 2 つを主なメルクマールとして「絶対主義」について考察した。
- (3) 本稿は、いわゆるセウェールス期の法学、ならびに法学者自体を検討の対象とはしていない。これらの点については、E. Volterra, *Il problema del testo delle costituzioni imperiali*, *Scritti giuridici* 6, 1994, pp. 3 sqq. および J. P. Coriat, *Le prince législateur*, BEFAR, 1997, pp. 294 sqq. を参照。
- (4) A. Esmein, *Princeps legibus solutus est dans l'ancien droit public français*, pp. 211 sqq.

付記 本稿は1999年度および2001年度早稲田大学特定課題研究助成費(99A-814; 2001A-025)による研究成果の一部である。